

第4章

障害のある人の自立
と社会参加の実現



第1節

第1節 人権擁護の確立

【現状と課題】

国は、国際連合が定めた「国連障害者の十年」の国内行動計画として、1982（昭和57）年に最初の長期計画である『障害者対策に関する長期計画』を策定し、ノーマライゼーション（※1）とリハビリテーション（※2）の理念の下、障害者施策を推進してきました。

また、2002（平成14）年には、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざす『障害者基本計画』を策定し、2004（平成16）年には、「障害者基本法」の一部を改正し、基本的理念として「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを盛り込みました。

しかし、障害のある人を取り巻く社会環境はいまだに様々な障壁があり、障害のある人に対する誤った理解や偏見から生じる差別も多く残っています。雇用環境は、改善の傾向があるものの厳しい状況にあるほか、アパートへの入居拒否やレストランなどへの入店拒否、さらには、家族等の養護者による虐待や施設内での人権侵害なども見られます。

このため、2012（平成24）年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）を施行し、障害のある人に対する虐待を防ぎ、権利利益を擁護する取組を行ってきました。

一方、国際連合では、2006（平成18）年、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択されました。

我が国も、障害のある人の権利と尊厳を保護・促進する観点から、「障害者基本法」の一部改正〔2011（平成23）年〕を始め、「障害者自立支援法」を見直し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の成立〔2012（平成24）年〕、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の一部改正〔2013（平成25）年〕、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の成立〔2013（平成25）年〕など、条約の批准に向けて国内法を整備してきました。

そして、2014（平成26）年、障害者福祉制度の充実がなされたことから、我が国も障害者権利条約の批准書を国際連合に寄託しました。これにより、障害のある人の権利の実現に向けた取組が一層強化されることになりました。

市では、2019（平成31）年3月に「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、

安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念とする福祉分野における上位計画となる『上越市第2次地域福祉計画』を策定し、社会からの孤立を防ぐための体制を強化するとともに、一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくり、また、安心してすこやかに暮らしていくための基盤づくりを進めていくこととしました。

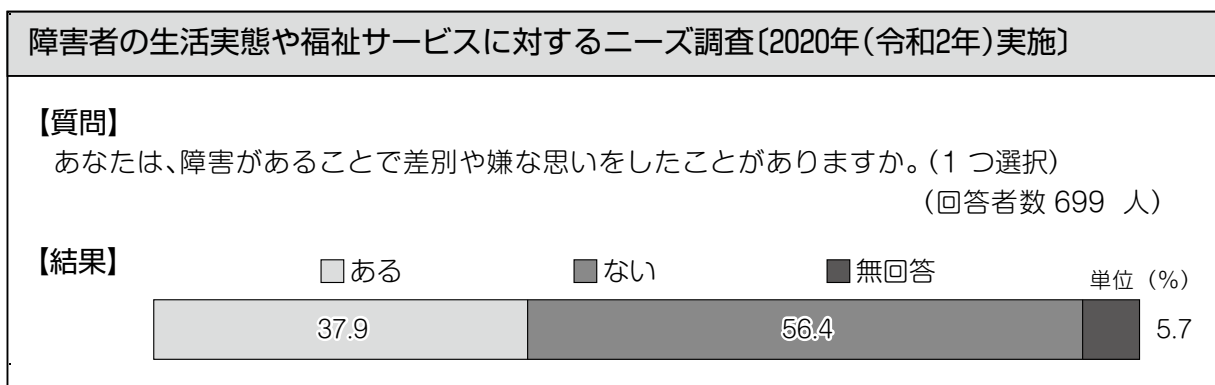
特に、障害福祉分野においては『上越市第2次地域福祉計画』の基本理念の実現に向け、2021（令和3）年3月に『第6期障害福祉計画』、『第2期障害児福祉計画』を策定し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制の整備や障害のある人の自立を支え家族等を支援する障害福祉サービスの充実などの施策を推進しています。

また、2021（令和3）年4月には「手話言語及びコミュニケーション手段の活用の促進に関する条例」を制定し、全ての市民の基本的な権利が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に向けた取組を進めています。

『第6期障害福祉計画』、『第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、2020（令和2）年に障害者手帳を有する1,000人を対象に実施した「障害者の生活実態や福祉サービスに対するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）では、「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか」との問いに対し、37.9%の人が「ある」と回答しています。引き続き、障害のある人が暮らしやすいまちの形成に努めるとともに、抱える課題や理解の促進に向けて、市民啓発に取り組む必要があります。

2021（令和3）年3月末時点で、市内には障害者手帳を有する10,497人の方が生活しています。障害のある人に対する偏見や差別を取り除き、共に生きる社会づくりを推進するためには、障害のある人が生涯のあらゆる場において、障害のない人と同等に、それぞれの意欲や能力に応じて雇用の機会が確保され、自由に活動し、生き生きと充実した生活を送ることができるまちづくりに取り組むことが大切です。

- ※1 ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方
- ※2 リハビリテーション：障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人のライフステージの全ての段階において、全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加をめざすとの考え方



【施策の基本方向】

障害のある人が偏見や差別、虐待を受けないように、権利擁護の取組や人権啓発活動を推進します。また、人権侵害が生じた場合は、被害者救済のため国や県、人権擁護機関、民間人権団体等と連絡調整を行い、問題解決に取り組みます。

【実施施策】

(1) 障害者差別の解消に関する取組（福祉課）

障害者差別を解消するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域における障害者差別に関する相談などの情報を共有して、的確に対応します。

(2) 障害のある人の相談支援の実施（すこやかなくらし包括支援センター）

障害のある人の虐待、生活困窮等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。

(3) 権利擁護体制の推進（すこやかなくらし包括支援センター）

障害のある人の虐待防止に取り組むほか、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が適切に行われるように、成年後見制度に関する相談に対応し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。

(4) 人権啓発の推進（人権・同和对策室、福祉課、すこやかなくらし包括支援センター）

障害のある人に対する偏見や差別を解消し、障害のある人の人権に対する理解を促すため、講座の実施や資料の配布による啓発を行います。また、障害のある人の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向け、関係機関と連携しながら相談窓口や制度等の周知を行います。

第2節

人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

「障害者差別解消法」では、「国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする」としています。

しかし、障害のある人は、日常生活を営む上で様々な社会的・経済的不利益を被る状況にあるとともに、障害があることを理由に偏見や憶測の下で社会活動から排除されたり、利益の享受を妨げられたりしている実態があります。

こうした偏見を解消するには、積極的に啓発活動を推進し、障害のある人に対する正しい理解を深めることが必要です。また、障害のある人と学校や地域、職場などが交流する場を確保し、障害のある人に対する市民一人ひとりの配慮が態度や行動に表れるように人

権感覚を養う必要があります。

障害のある人もない人も同等の権利を有し、共に生きる仲間として尊重される共生社会の実現をめざします。

【施策の基本方向】

障害のある人に対する理解を深めるため、市及び学校、社会教育施設等の各実施主体がその役割に応じて相互に連携協力し、総合的かつ効果的に人権教育・啓発を推進していく必要があります。

また、人権団体や企業等に対し、様々な分野で人権教育・啓発の実施主体として関わってもらえるように支援していきます。

【実施施策】

- (1) 市職員の資質の向上（人権・同和対策室、福祉課、学校教育課、社会教育課）
「障害者差別解消法」の施行を受けて作成した「上越市長部局、議会事務局及び行政委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員が障害のある人に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的な配慮の提供」を的確に行えるよう、計画的に職員研修を実施します。
- (2) 教職員の資質の向上（学校教育課）
学校教育において特別な支援を必要とする児童・生徒に対する正しい理解を深めることは重要です。このため、教職員の指導方法の改善・充実が図られるよう、教職員研修を実施します。
- (3) 社会教育の充実（人権・同和対策室、福祉課、社会教育課）
障害のある人に対する理解と認識を深めるため、障害のある人を取り巻く諸問題を含む人権を考える講話会や市民セミナーを実施します。
- (4) 地域・保護者への啓発（学校教育課）
特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する理解と認識を深め、共に学び、共に生きる社会の環境を整えるためのパンフレットを作成し、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校に配布します。
- (5) 企業との連携（人権・同和対策室）
企業は、その社会的責任を自覚し、障害のある人に対しても公正な採用を促進するとともに、適正な配置・昇進など、企業内における人権の尊重を一層進めることが望まれているため、企業を対象とした研修会を実施します。
- (6) 地域との連携（福祉課、福祉交流プラザ）
障害のある人に対する理解と認識を深めるとともに、イベントを通じて交流の機会をつくります。

第3節

社会参加の推進

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある人が地域の中で共に生活を送れるようにするには、住まいや働く場などの活動の場や必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備していかなければなりません。

障害があっても、必要な支援を受けながら地域の中でその人らしく生きる幸せを実現することが、障害のある人の自立と社会参加のあるべき姿です。

市では、人としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、障害のある人もない人も共に支え合い、助け合いながら、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組むため、1999（平成11）年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。

条例の基本理念に基づいて『上越市人にやさしいまちづくり推進計画』を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、障害のある人等を始めとする全ての市民の基本的な権利が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成を促進するための施策を、総合的・体系的に進めています。

こうした「共生社会」の形成に向けては、日本が批准した障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念も重要です。

障害者権利条約では、インクルーシブ教育システムについて、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること」と示しています。

市においても、システムの基盤となる特別支援教育を着実に進めていくとともに、障害のある子どもの自立と社会参加をめざした取組を含め、共生社会の形成に向けた教育の充実が求められています。

【施策の基本方向】

障害のある人が外出や情報交換をやすくするための手段の確保や教育の支援、就労の促進、交流機会の充実など、障害のある人の社会参加の促進に取り組みます。

また、障害のある人の「社会参加」の実現のため、障害のある人が安全・安心で快適に施設を利用できるように、ユニバーサルデザインを推進します。

【実施施策】

(1) 社会参加の促進

- ア タクシー利用券や燃料費の助成、リフト付き福祉バスの運行、自動車改造費の助成、ヘルパーによる個別支援などにより移動支援を行います。(福祉課)
- イ 移動制約者の利便性確保のため、「福祉有償運送事業」の適正な運営を行うとともに、関係機関などへ働きかけ、様々な手段による利用しやすい移動手段の確保に取り組みます。(福祉課)
- ウ 手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、情報機器の導入・配置により、コミュニケーション手段の確保に取り組みます。(福祉課)
- エ 障害のある人の交流の場、創作的活動・生産活動の場としての「地域活動支援センター」について、身近な地域での確かな支援が受けられるように運営面での支援を行います。(福祉課)
- オ 障害者関係団体や、それらの団体が行う障害のある人の自立と社会参加を促進する事業に対し支援を行います。また、障害のある人の余暇支援を行うボランティア団体等との連携を支援します。(福祉課)

(2) 地域生活の支援

- ア 各種手当や医療費助成制度の実施により経済的な支援を行います。(福祉課)
- イ 快適な生活ができるように、住居のバリアフリー化の費用助成などを行うとともに、グループホームの整備・充実に取り組みます。(福祉課)
- ウ 災害時に迅速かつ的確に支援が行えるように、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、支援について関係機関と連携した対応を図ります。また、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象に福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援体制を整えます。(福祉課、高齢者支援課)
- エ 障害のある人やその家族の様々な相談に対応する「地域包括支援センター」において、情報提供や必要な支援を行い障害のある人の自立と社会参加を促進します。(福祉課、すこやかにくらし包括支援センター)
- オ 専門的知識をもった人材やボランティアの養成・確保に取り組みます。(福祉課)
- カ 障害のある人の社会参加について、関係機関と連携を図ります。(福祉課、すこやかにくらし包括支援センター)

(3) 特別支援教育の充実

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上の困難を主体的に改善または克服するための学習を効果的に進める必要があります。

市では、障害の特性や一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場や学習内容の設定が行えるよう、以下の点に取り組みます。

- ア 教職員の特別支援教育に関する研修を実施します。(学校教育課)

- イ 就学相談や巡回相談を実施します。(学校教育課、こども発達支援センター)
 - ウ 介護員や教育補助員、学校看護師を配置します。(学校教育課)
 - エ 学校施設のバリアフリー化などの学習環境の整備に努めます。(学校教育課)
 - オ 入学や進学に際して連続性のある円滑な接続ができるよう、個別の教育支援計画や相談支援ファイル等を活用した引継ぎや面談が行われるように一層の推進を図ります。(学校教育課)
- (4) 療育支援
- ア 障害のある未就学児の相談や療育支援を行います。(保育課、こども発達支援センター)
 - イ 放課後等デイサービス事業を実施します。(福祉課)
- (5) ユニバーサルデザインの推進(共生まちづくり課、福祉課)
- 障害のある人が安全・安心で快適に利用できるよう、施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。

第4節

雇用の促進・産業の振興

【現状と課題】

ニーズ調査では、現在、自宅や会社などで仕事をしている人は32.2%、仕事をしていない人のうち、仕事をしたいと考えている人が54.3%となっています。また、障害者の就労支援に必要なこととして「障害のある人への職場の理解」(49.9%)を挙げる人が多いことが分かります。

障害の有無にかかわらず、誰もが職業を通じて社会参加できる共生社会を実現するため、2016(平成28)年に「障害者雇用促進法」が改正施行され、雇用の分野での不当な差別の禁止と、障害のある人が働く際の支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)や相談体制の整備が義務付けられました。

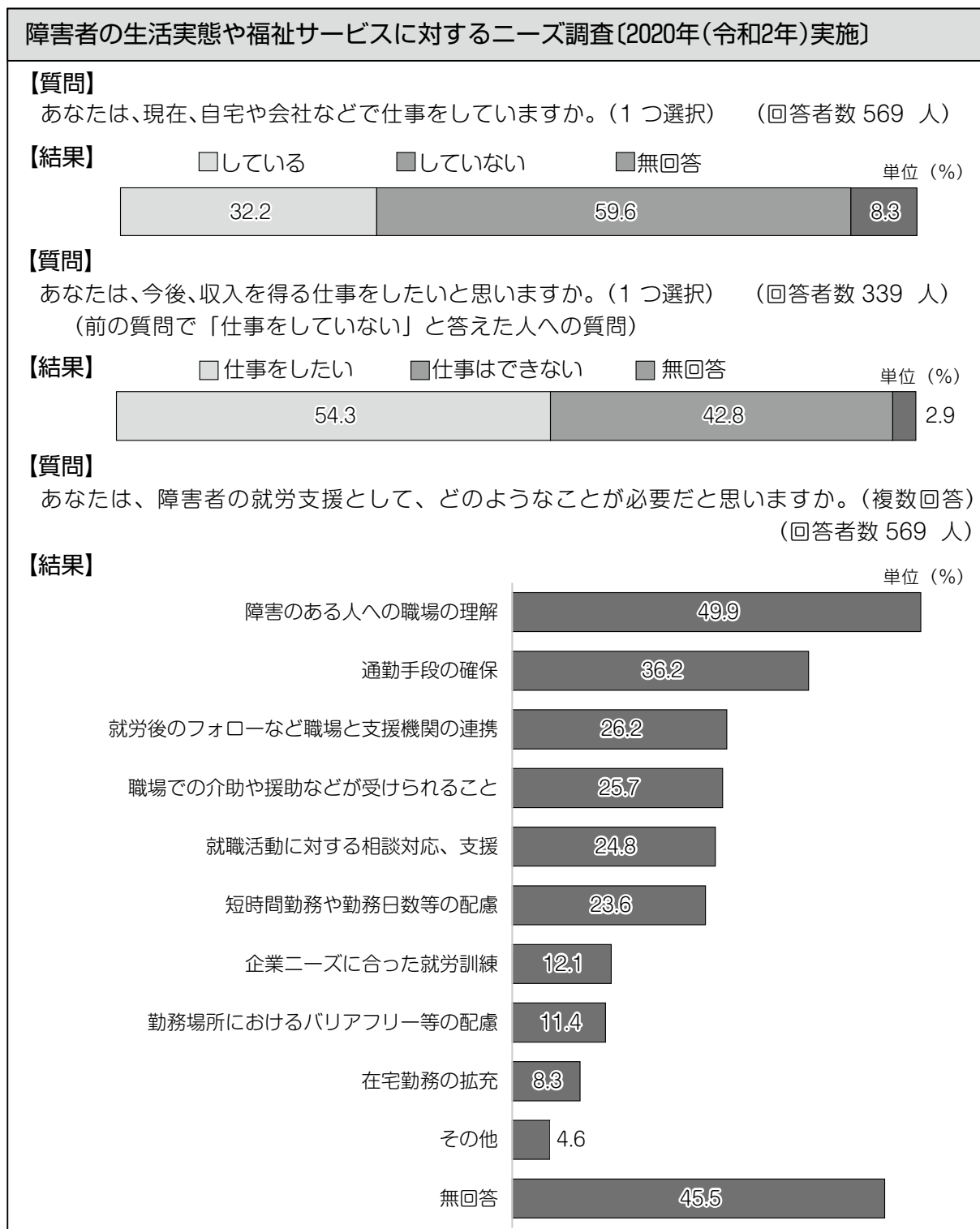
また、事業主には常用労働者の2.2%(法定雇用率)以上の障害者雇用が義務付けられています。取組に対する企業の理解も進んでおり、上越公共職業安定所管内の民間企業(45.5人以上規模)における障害のある人の雇用状況は、2020(令和2)年6月1日時点、障害者実雇用率が2.29%(全国平均2.15%)と法定雇用率を上回り、ここ数年着実に雇用が進んでいます。

一方、企業規模別の障害者雇用率をみると、従業員数が45.5~99人の企業において実雇用率が上がらない状況にあり、その一因として、企業が障害のある人の受入れに対する不安や、施設整備など経営面での負担を感じていることが考えられます。

障害のある人の一般就労の場を確保できるように上越公共職業安定所等と連携を強化

し、積極的な雇用の促進を図ることが求められているほか、福祉的就労においても、ある程度の収入が得られ、生活の支えになるような取組が必要となります。

また、2021（令和3）年3月からは民間企業における法定雇用率が2.3%へと引き上げられ、報告対象となる事業主の範囲が従業員43.5人以上に拡大されました。



【施策の基本方向】

「障害者雇用促進法」の目的である障害のある人の職業の安定のため、能力開発や資格の取得を支援するとともに、上越公共職業安定所等の関係機関と連携して事業所へ障害者雇用の意識啓発を図るとともに、障害のある人の雇用の場の確保など就労機会の拡充に取り組めます。

また、2013（平成25）年4月に施行した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）の趣旨を踏まえ、障害のある人が就労している施設等への受注機会の拡大に取り組めます。

【実施施策】

（1）雇用、就労対策

- ア 事業所に対して障害者雇用についての意識の醸成を図るほか、農業分野における就労機会の拡大など、新たな雇用機会の創出に取り組めます。（農政課、福祉課）
- イ 就職に有効な資格を取得する際の受験料及び旅費を助成し、障害のある人の就労機会の拡充を図ります。（産業政策課）
- ウ 障害者就業・生活支援センターと連携を図り、一人ひとりの障害の特性に応じた訓練・指導を通じて、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。（福祉課）
- エ 職業訓練を希望する障害のある人に、各種訓練機関などの情報提供を行います。（福祉課、産業政策課）
- オ 障害のある人の職業訓練や日中活動、社会参加の場となる通所型施設との連携を強化します。（福祉課）
- カ 特別支援学校等と連携を図り、障害のある児童の希望や能力に応じた進路選択を支援します。（福祉課）
- キ 「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、障害のある人が就労している施設等への受注機会の拡大を図ります。（福祉課）
- ク 障害のある人の雇用促進と就労の安定を図るため、市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名します。（産業政策課）

第5節

社会福祉の充実

【現状と課題】

障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中、障害者福祉に対するニーズや意識も大きく変化しており、それらに対する新たな対応が必要となってきました。

国は、障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から2006（平成18）年に「障害者自立支援法」を施行し、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに提供されていた福祉サービスについて、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みに改めるなど、施策や制度を大きく転換しました。

また、2013（平成25）年、同法を見直して「障害者総合支援法」を制定し、地域社会における共生の実現に向けた取組を進めています。

さらには、「障害者基本法」に基づいて、2013（平成25）年に『障害者基本計画（第3次）』を策定しました。ここでは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加の支援等のため施策の一層の推進を図ることとしています。

市では、現在『第6期障害福祉計画』、『第2期障害児福祉計画』〔2021（令和3）年〕を策定し、誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現に向けて各種施策を推進しています。引き続き、障害がある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制整備や、障害がある方の自立を支え、介護する家族等を支援する障害福祉サービスの充実に取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

障害のある人の日々の生活において必要とされる居宅サービスや通所型サービスを充実させるとともに、障害のある人一人ひとりのニーズに合わせてサービスを提供していくための相談支援体制の強化やケアマネジメント体制の確立などにより、障害のある人が生涯にわたり自立した生活を送るための支援に取り組めます。

【実施施策】

（1） 地域生活支援の充実（福祉課）

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるように、必要となる居宅サービスの充実を図ります。

（2） 日常生活支援の充実（福祉課）

障害のある人の就労訓練や日中活動の場としての通所型施設と地域での生活の場となるグループホームの整備・充実に取り組めます。

（3） ケアマネジメント体制の確立（福祉課）

障害のある人からの相談に応じ、個々の心身の状況やサービス利用の意向、家庭環境などを踏まえ、各種サービスや地域の人的資源を活用しながら、状況に応じた途切れない支援を行うことのできる仕組みづくりを推進します。



男女共同参画社会 の実現



第1節

人権擁護の確立

【現状と課題】

男女共同参画を実現するためには、全ての人が互いにその人権を尊重し責任を分かち合いながら、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会環境をつくるのが大切です。しかし、社会的・文化的につくられた性差は、様々な場面においてこれを妨げています。

1979（昭和54）年、女性の権利全般について規定する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が国際連合で採択され、我が国も1985（昭和60）年に批准しました。

批准に当たって整備が図られた国内法の一つとして「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）がありますが、同法においては、憲法の理念に従って、募集・採用・配置・昇進の際に女性を男性と均等に扱う努力義務が課されるとともに、教育訓練、福利厚生、定年・解雇について女性であることを理由とした差別が禁止されました。

また、1999（平成11）年に施行された「男女共同参画社会基本法」において「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、それに向けた施策展開が行われてきました。

市では、1995（平成7）年3月に上越市女性行動計画『じょうえつ女性アクションプラン』を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて新たな取組を始めました。2001（平成13）年9月には県内初となる「男女共同参画都市」を宣言しました。

また、翌2002（平成14）年3月には「上越市男女共同参画基本条例」の制定、並びに、条例に基づく『上越市男女共同参画基本計画』を策定し、男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことのできるまちづくりをめざした取組を進めてきました。

さらには、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を踏まえ、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止計画）』の内容を併せ持つ『上越市第3次男女共同参画基本計画』を2018（平成30）年3月に策定し、取組を推進しています。

このような中であって、市における女性相談窓口での延べ相談件数は、合併直後の2005（平成17）年度の2,208件から2020（令和2）年度では2,998件に増加しています。こ

のうち、配偶者の暴力に関する相談件数は、2005（平成17）年度が509件、2020（令和2）年度は213件と件数は減少しています。

しかし、暴力の多くは男性から女性に対して行われている現状にあり、寄せられる相談はますます複雑化・多様化する傾向にあります。

相談に対して的確に対処するには、日頃から関係機関との連携・協力を図るとともに、市民に相談窓口を周知し利用を促していく取組が必要です。

【施策の基本方向】

女性に対する人権侵害の防止に向けた啓発を行うとともに、女性が差別や虐待を受けた場合は、被害者に対する聞き取りを行い、関係機関等と連携しながら問題解決を図り、暴力を許さない社会づくりと被害者の支援に取り組みます。

【実施施策】

- (1) 女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた環境づくり（男女共同参画推進センター）
DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢など女性に対するあらゆる暴力は人権侵害であるという社会的認識を深めるため、広報・啓発はもとより、暴力被害を潜在化させないように情報収集や相談事業を行います。
- (2) 女性相談への対応（男女共同参画推進センター）
女性相談窓口の周知強化を図るとともに、DVなどの主に女性に対する人権侵害事案に対処するため、関係機関との連携によりの確に対応します。
- (3) 被害女性の安全確保と支援体制の整備（男女共同参画推進センター）
あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制の整備を図ります。
- (4) 性別による役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動（男女共同参画推進センター）
地域・家庭・職場などに残る性別による役割分担を固定化する意識の解消に向け、広報上越への掲載や各種講座の実施などの啓発活動を推進します。

第2節

人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

2017（平成29）年に4,000人を対象に実施した「上越市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「男女の市民意識調査」という。）では、夫は「外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識が、女性よりも男性に多く残っている傾向にあります。男性に対し

て性別で役割分担を固定する意識からの脱却を促すとともに、長時間労働の抑制など働き方を見直すことにより、男性の家庭生活や地域生活への参画を進める必要があります。

近年の社会情勢に目を向けると、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」と調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方であるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が、個人のみならず経済社会の活力向上に資するとして注目されています。そして、その意識が浸透することは、男女共に働きやすい職場や家庭生活、男女共同参画社会の実現につながるものとされています。

幼少期からの男女平等教育は、成長して社会に出てからも、多様なライフスタイルは自然なことと受け入れ、互いの人格を認め合いながらそれぞれの個性と能力を発揮できる社会を形成する上で大変重要です。

なぜ、男女共同参画社会が重要なのかという問いかけから始め、男女共同参画は難しい、必要ないという意識を拭い、老若男女が男女共同参画を正しく理解し合う社会をめざした取組を進めていくことが必要です。

【施策の基本方向】

市民一人ひとりが互いの適性や能力の違いを認めた上で、男女平等の意識化が図られるように、人権教育・啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 市民、企業等への男女共同参画の意識啓発（男女共同参画推進センター）

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを図るとともに、固定的な役割分担意識や性差に対する偏見の解消に向けて、人権週間、男女共同参画週間などの多様な機会を捉えて、家庭や地域、企業等への啓発・広報活動を推進し、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。

(2) 学校などにおける男女平等教育の推進と教育関係者等への意識啓発（学校教育課・保育課）

保育園や幼稚園、認定こども園、学校において、男女の人権の尊重を基盤とした男女平等教育の充実を図ります。併せて、研修会などの機会を通じて、保護者や教育関係者への男女平等教育に関する意識啓発を図ります。

(3) 男女平等と互いの人権を尊重する人づくりをめざした社会教育の推進(社会教育課)

男女共同参画、人権尊重の視点を取り入れた社会教育事業を実施し、市民、教育関係者の意識啓発を推進します。

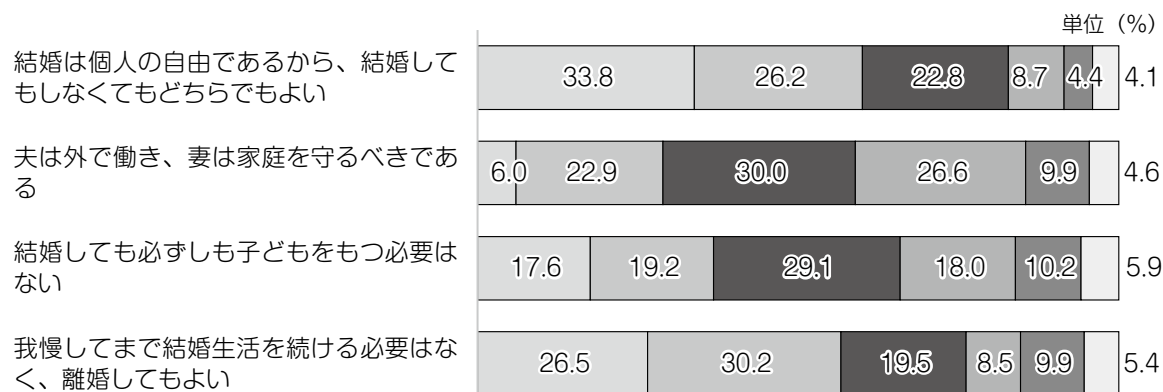
上越市男女共同参画に関する市民意識調査(2017(平成29)年実施)

【質問】

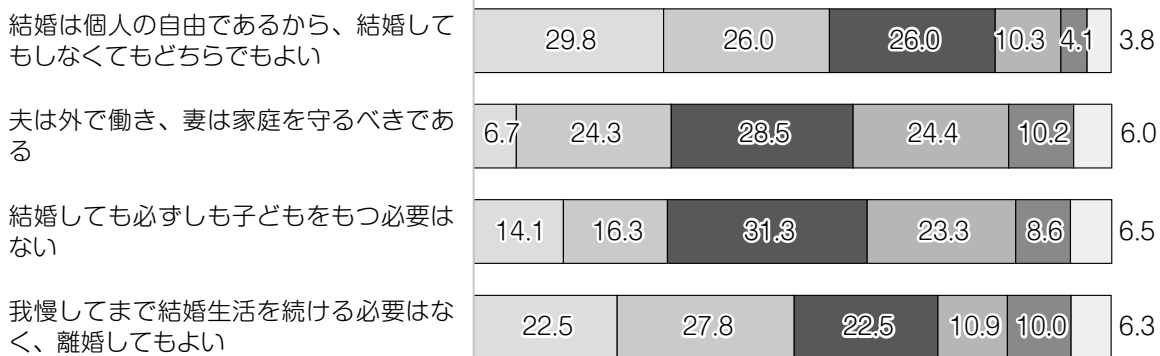
結婚、家庭等について、あなたのご意見をお聞きます。(1つ選択)

【結果：全体】(回答者数：1,469人)

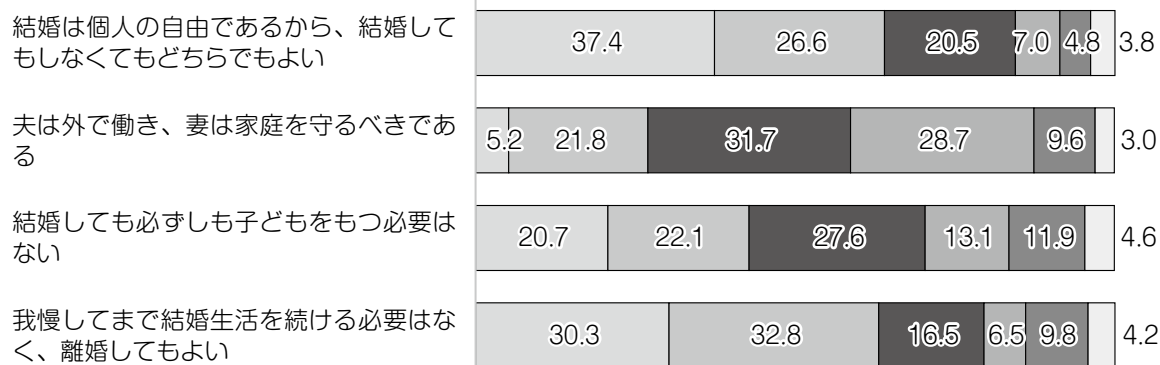
■賛成 ■どちらかといえば賛成 ■どちらかといえば反対 ■反対 ■分からない □無回答



【結果：男性】(回答者数：688人)



【結果：女性】(回答者数：757人)



第3節

社会参画の推進

【現状と課題】

社会情勢の変化に伴い、男女が共に個性と能力を發揮し健康で豊かな生活を営むため、ライフステージに応じて仕事と家庭生活を両立できる社会環境が求められる時代になりました。多様な生き方を尊重し、全ての人々が職場、地域、家庭など様々な場面で能力を發揮できる社会は、女性にとっても男性にとっても平等感にあふれ、生きがいのある社会です。

しかしながら、現状をみると、年代、家庭環境により男女共同参画に対する考え方は様々です。

男女に関する市民意識調査では、学校教育の場における男女の平等感は比較的高いものの、地域によっては「女性自身が責任ある地位につきたがらない」(57.2%)、「家事・育児が忙しく、地域活動に専念できない」(56.6%)、「男性が会長・副会長などとなるのが社会慣行だから」(38.3%)との回答の割合が高く、前回調査と順位は同じで回答率もほぼ同率あり、依然として男女の地位が平等と感じている人の割合が低いことが明らかとなりました。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきか」との問いに対し、男性の回答は「賛成」が31.0%、内閣府の調査〔2019（令和元）年実施〕では39.4%、「反対」は共に50%を超えています。市では男女共同参画の意識は高いものの、依然として「男は仕事、女は家庭」という性別で役割分担を固定する意識が根強いことがうかがえます。こうした長い年月の間に積み重ねられた社会通念や慣習による「性別で役割分担を固定する意識」が、政策・方針決定機会等への女性の参画を阻んでいるのが現状です。

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、引き続きクォータ制の導入や委員の推薦依頼団体に対して男女共同参画を意識した推薦を依頼するなど、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に取り組み、町内会やNPOなどの地域・市民活動も含め、女性の参画をあらゆる分野において進め、男性に偏らない人材の活用による多角的な視点からの考えを導入する必要があります。

男性も女性も平等に役割を担える体制を整えるとともに、女性と男性が互いの意見や能力、人格を大切に、性による区別なく一人の個人として参画することが求められています。

【施策の基本方向】

男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定の場に女性が男性と対等に参画することが重要であることから、研修や学習する機会を提供するとともに、政策・方針決定の場へ女性の参画を進めていきます。

【実施施策】

(1) 公募委員への応募促進（男女共同参画推進センター）

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会等の委員がいずれか一方の性別に偏ることのないよう留意しながら、地域や企業、団体と連携した各種講座の実施やサポーター登録者数の拡充など、ポジティブ・アクションを講じていくことで、公募委員への女性の応募を促します。

(2) 女性登用率の向上（男女共同参画推進センター）

市の審議会、委員会等への女性の参加拡大を図るため、女性の登用率の目標値を定めるクォータ制に取り組むとともに、委員の推薦依頼団体に対して男女共同参画を意識した推薦を依頼するなど、ポジティブ・アクションに取り組み、登用率の向上を図ります。

(3) 家事・育児等と地域活動の両立支援（男女共同参画推進センター）

男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図ることができ、また、地域社会にも積極的に参画することができるようにするため、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性が家事・育児及び地域活動へ積極的に参画できるように、啓発活動を通して促進を図ります。

(4) 役職者への女性の積極登用の促進（男女共同参画推進センター）

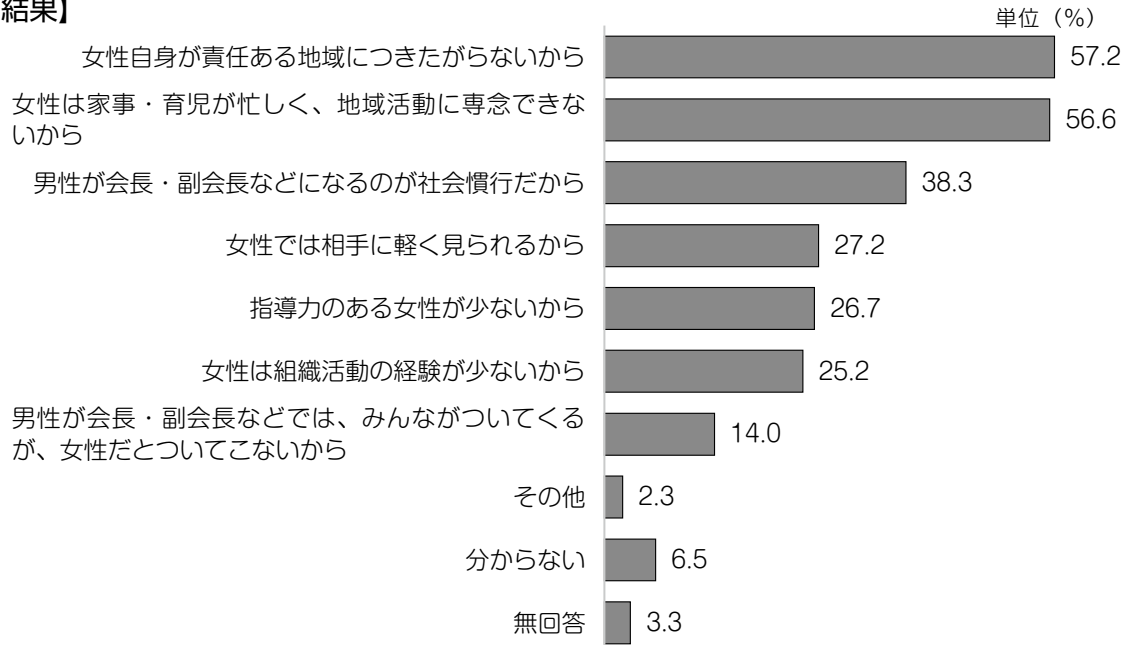
役職者への積極的な登用を促すため、企業、各種機関・団体等に対し、各種講座などの啓発活動を推進します。

上越市男女共同参画に関する市民意識調査(2017(平成29)年実施)

【質問】

PTA や町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因は何だと思いますか。主なもの3つを選んで○をつけてください。(回答者数 1,469 人)

【結果】

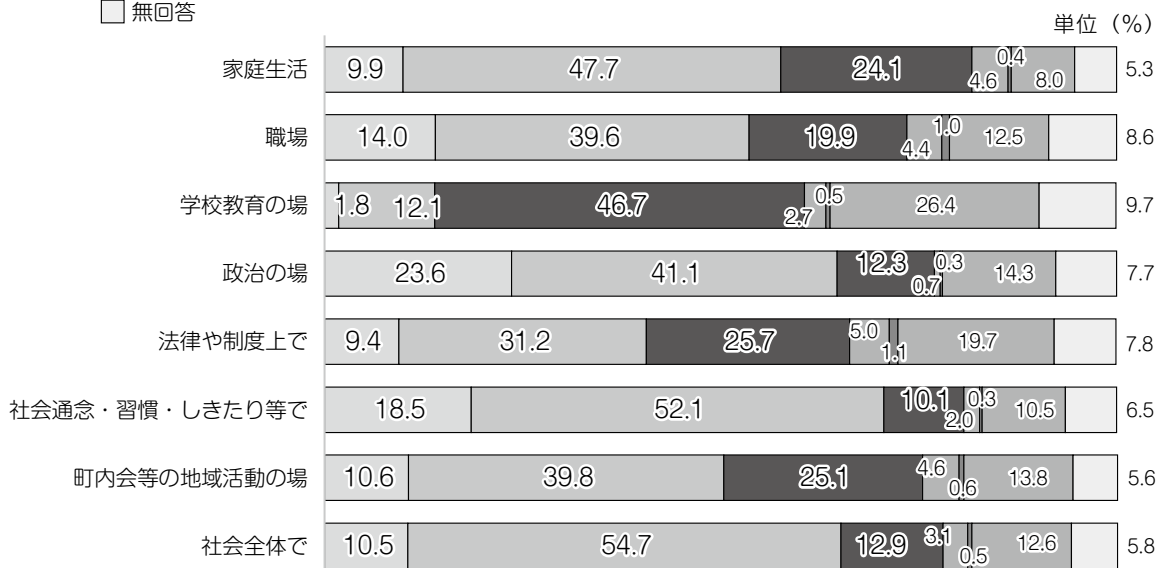


【質問】 あなたは、次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。(1つ選択)

(回答者数 1,469 人)

【結果】

- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- 分からない
- 無回答



第4節

職業の安定と雇用の促進

【現状と課題】

少子化・高齢化が進む中、女性を始めとする多様な人材の活用による経済の活性化が求められています。女性はその能力を十分に発揮し、経済社会に参画する機会を確保することは、持続的に社会を発展させていく上でも重要です。

今まで、女性は男性の補助的な役割という固定観念にとらわれていたため、自身の能力を発揮できる場への登用に恵まれないことが多くありました。これらは、多くの女性が出産期に離職して、子育てを終えた段階で再就職を希望するため、時間的な制約でフルタイムでの勤務が困難であったり、フルタイムであっても離職期間があったりするために、在職年数や経験が男性より乏しくなることが大きな原因の一つと考えられます。

こうした中、働く人が性別により差別されることなく、働く女性が母性を尊重され、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的として、1999（平成11）年に「男女雇用機会均等法」が改正施行され、募集・採用、配置・昇進、定年・退職・解雇等に関して性別を理由とした差別が禁止されるなど、働く場における女性の権利保護と地位の向上が確立されつつあります。

このことから、企業等に対して、労働環境の見直し、出産・育児後にも継続して働ける就労環境の整備を促していくことが必要です。また、やむを得ず離職した場合には、専門性の高い技術の習得、その他の学習機会を紹介するなどの情報提供が求められています。

さらに、企業ではワーク・ライフ・バランスの実現のため、男女が共に働きやすい職場環境を整えることで、多様な人材を生かし、活力ある会社を運営していく動きが見受けられます。しかしながら、いまだに男性は子育て期にあっても職場に長時間拘束され、家事分担等に必要な家庭生活の時間を確保することが難しい状況にある一方、女性は家事、子育て、介護などの多くを担い、希望する就労形態で働くことが困難な環境にある場合もあります。

次代を担う子どもたちをすこやかに育成する視点からも、男女が共に子どもと向き合う時間が十分確保されるように、ワーク・ライフ・バランスの実現や育児休業制度の積極的な活用に向けた周知・啓発を行い、企業の主体的な労働環境の見直しを促進する必要があるといえます。

さらには、農業や商工自営業に従事する女性は、事業の運営に重要な役割を果たしているにもかかわらず、その労働について適正な評価がされないことがあります。対等なパートナーとして、女性が経営への参画を行うことや待遇の確保が求められています。

2015（平成27）年8月に「男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づく「女性の職業

生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、市町村における推進計画や事業者における行動計画の策定なども含め、女性活躍に関する様々な施策に取り組むことを求めています。また、2019(令和元)年5月には同法の一部を改正し、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主に「一般事業主行動計画」の策定・届出を義務付けるなど、仕事と家庭生活を両立できる制度づくりを推進しています。

【施策の基本方向】

性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件の確保、母性を尊重しつつ充実した職業生活の実現に取り組みます。

また、ライフスタイルに合った多様な働き方と雇用の継続を可能とする環境づくりのほか、農業や商工自営業では、男女が対等なパートナーとして共に経営及びこれに関連する活動に参画するなど、労働における男女平等を推進します。

【実施施策】

(1) 女性の職業能力の開発・育成の支援(産業政策課)

関係機関と連携して女性の再就職に向けた支援を行います。

(2) 育児休業、介護休業取得に向けた啓発(産業政策課)

子どもの養育または家族の介護を行い、または行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るため、事業主が実施すべき措置や助成制度について、情報発信を行うとともに関係機関と連携して意識啓発を推進します。

(3) 女性農業者の育成と活躍できる環境の整備(農政課)

女性の農業経営への積極的な参画と女性農業者の更なる活躍に向けて、関係機関と連携して農業経営や農業技術の向上に向けた研修会を開催し、女性農業者を育成するとともに、就労環境の改善の必要性や環境整備に当たり活用可能な支援制度を周知するなど、女性が活躍できる環境づくりを推進します。

(4) 職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備(産業政策課)

働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や、子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、関係機関と連携して事業者等への意識啓発を推進します。

(5) ひとり親家庭への就職支援事業の推進(こども課)

ひとり親家庭の父または母は、一人の収入で生計を維持していくため、長期に安定した職に就く必要があります。安定した職を得て自立した生活基盤を築くことができるように、資格取得にかかる費用に対する助成を行うほか、上越公共職業安定所と連

携した就職支援を推進します。

(6) 市役所で働く女性職員の活躍推進（人事課）

「女性活躍推進法」の施行に伴い、2016（平成28）年3月に改訂した『上越市特定事業主行動計画』に基づき、育児休業等の取得促進など、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進し、市役所で働く女性が働きやすい環境を整備するとともに、政策形成に参画できる機会を拡大するため、女性職員の積極的な登用を推進します。

また、女性の社会参画の推進に向けて、実施した取組とその結果を市ホームページで公表します。

(7) 学校で働く女性教職員の活躍推進（学校教育課）

学校においては、能力・適性に応じて主任等の中核となる分掌に女性を配置したり、管理職選考検査の受検を促したりするなど、キャリアアップにつながる働きかけを校長に促します。

第5節

社会福祉の充実

【現状と課題】

出生率の低下、高齢化・核家族化の進行、女性の就業率増加など社会情勢の変化の中で、社会福祉は特定の人だけの問題ではなくなっています。今日では、子どもをすこやかに生み育てられ、仕事との両立が可能な支援対策が望まれています。

また、介護の多くを女性に依存している現実を踏まえ、女性のみには負担がかからないように分担を進めていく必要があります。

男性も女性も、仕事と育児・介護等の調和が図られるような制度や環境づくり、労働時間の短縮などの労働条件の整備とともに、「家庭での責任は男女共同で担うもの」との共通認識を確立することが重要です。

特に女性には、思春期や妊娠・出産期、更年期、高齢期の人生の各段階に応じた健康上の問題があること及び女性の人権を尊重する観点からも、ライフステージに応じた健康教育、健康診査や相談・指導の取組が必要です。

【施策の基本方向】

子育てや介護等の負担感を減らし、安心して仕事と家庭を両立させるためには、様々な環境整備を進めることが大切です。保育サービスの充実、育児・介護に関する情報提供、相談体制の充実、地域で子育てや介護を支援する体制の確立、健康支援、心身の悩み相

談、ボランティア活動による健康支援など、一人ひとりが生きがいをもてるよう環境整備を図っていきます。

【実施施策】

(1) 特別保育事業等の充実（こども課、保育課、学校教育課）

女性の社会進出の増加とともに就労形態の多様化に対応するため、引き続き未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業及び放課後児童クラブを実施します。

(2) 男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実（男女共同参画推進センター）

介護に関する男女共同参画推進センター講座の実施など、男女共同参画の視点に立った介護支援の啓発を推進します。

(3) 女性の心身の健康支援（健康づくり推進課、男女共同参画推進センター）

ライフステージに応じた的確に健康管理ができるよう、健康教育や健康診査、相談の機会を充実していく必要があります。女性の性と健康のための情報提供と相談支援を行います。

(4) 啓発の推進（男女共同参画推進センター）

男性も女性も、仕事と育児・介護等の調和が図られるよう、「家庭は男女が協力し合い一緒につくるもの」という意識の普及に向けて、人権週間、男女共同参画週間などの機会に、家庭や地域、企業等に対し、意識啓発の取組を推進します。



外国人市民の 人権保障の実現



第1節

人権擁護の確立

【現状と課題】

国際化の急速な進展により、情報、カネ、モノ、人が国境を越えて自由に移動するようになってきた今日、日本に住む外国人は近年増加傾向にあり、2020（令和2）年12月末時点で在留外国人は288万人、5年前との比較では約65万人、29.3%増となっています。

こうした国際化の潮流は、一定の技能を持つ外国人や技能実習修了後の希望者に新たな就労資格が与えられることになった、2018（平成30）年の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正によってさらに加速され、我が国を国籍、民族、文化及び宗教的に多様な社会へと急激に変化させ、同時に外国人の人権と民族的・文化的独自性を尊重して共生することがより強く求められていくこととなります。

しかし、現実には、在日韓国・朝鮮人が、日本社会の歴史的過程の中で偏見や差別を受けてきた事実があります。このような特定の民族や国籍の人々を地域社会から排除することを煽動するため、不当な差別的言動（ヘイトスピーチ／憎悪表現）が行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりしています。

こうした行為に対しては、「差別は許されない」という意思を明確に示すことが必要です。2016（平成28）年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されました。

1979（昭和54）年、我が国は国際連合が採択した国際人権規約を批准し、1981（昭和56）年に難民条約に加入しました。こうした国際人権保障の潮流により、管理規制を重視してきた外国人法制の在り方が見直されてきました。

一例として、難民条約では難民に対する社会権保障について「内外人平等」を求めていたことから、この義務を果たすため、「国民年金法」と「国民健康保険法」、児童手当三法（「児童手当法」、「児童扶養手当法」、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」）から国籍要件が取り除かれ、在日韓国・朝鮮人を始めとする外国人市民にも社会保障サービスが提供されるようになりました。

また、我が国に入国・在留する外国人が年々増加していることを背景に、外国人市民に対しても、日本人と同様に基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度が必要となってきたことから、2012（平成24）年7月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人市民についても「住民基本台帳法」の適用対象に加えることで、外国人市民の利便の増進及び行政の合理化が図られました。このことにより、これまでの外国人登録制度は廃止されています。

一方、参政権については、国民主権の原理に反するため違憲であるとの政府見解により外国人には認められていません。また、永住者など生活基盤が日本社会にあり、日本国民

と同様に納税などの義務を果たしている外国人（以下「永住外国人」という。）に対して、法律をもって、地方選挙権を認めることは憲法上禁止されていないとする最高裁判決があるものの、それに応える立法措置がなされていないのが現状です。

これに対し、市の議会では、1994（平成6）年に地方参政権を求める意見書を国に提出しています。また、2009（平成21）年には「上越市市民投票条例」を制定し、一定期間以上日本に在留し納税の義務を負う永住外国人の住民投票権を認めています。

市の外国人市民の数は、2021（令和3）年3月末時点で1,766人となっており、近年、急速に増加しています。

市では、外国人市民と市民が互いの文化や立場を尊重し、共に学び合うことが必要であることから、1996（平成8）年に上越国際交流協会を設立し、2001（平成13）年に上越市国際交流センターを開設して市民と協力しながら外国人市民の日本語習得の機会や相談体制などの充実を図り、お互いの理解を深めることができる学習機会と交流の場の確保に努めています。

1 国籍条項

【現状と課題】

現行の公務員制度においては、外国人市民の公務員の採用に関する明文の規定はないものの、「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」という政府見解により、長らく日本国籍をもつことが条件であるとされてきました。

しかしながら、その後の急速な国際化の進展に伴い、自治体とそこに勤務する地方公務員をとりまく社会や経済の状況も次第に変わり始めました。このような中、1979（昭和54）年の国際人権規約などの発効を機に国際的な人権思想が高まりをみせ、永住外国人による直接的な要求運動も大きく盛り上がり、1990年代には、一律的な国籍条項の適用を見直す自治体も出てきました。

さらに、1996（平成8）年には、当時の自治大臣が「一定の制約の中で外国人を採用することは自治体の裁量に委ねる」という談話を発表し、国際人権規約の精神である内外人平等の原則を踏まえ、従来の政府見解をできるだけ限定的に解釈し、多くの職種において国籍による制限を取り除いていこうとする前向きな考え方を示しました。

これにより、日本国籍をもたない人であっても従事できる職務内容を限定し、その職務の範囲内で昇任や人事配置など人事管理上の措置を講じることにより、全ての職種において任用することが可能と判断し、運用する動きが増えてきました。

市では、1995（平成7）年度採用から、一般行政職のうち保健師、栄養士、保育士、司書等の専門的・技術的な一部の職種について国籍要件を撤廃し、2008（平成20）年度採用からは、全ての職種について国籍要件を撤廃しています。

【施策の基本方向】

働く権利は、いわゆる「健康で文化的な生活を営む権利」を享有するためには最も重要な権利であり、国籍に関係なく職業選択の自由と働く権利が保障されるように取り組みます。

【実施施策】

(1) 職業選択の自由と働く権利の保障（人事課）

採用試験における全ての職種について、引き続き、国籍要件を設けません。

第2節

人権教育・啓発の推進

1 人権啓発推進組織の充実

【現状と課題】

市では、上越市国際交流センターを開設し、日本語教室の実施や相談窓口の設置、多言語による情報提供など、市内に住む外国人市民の日常生活の支援を進めてきました。

また、上越国際交流協会と協力し、小・中学生を対象とした異文化交流「ワールドキャンプ」などの交流イベントを通じて、市民が国際感覚を養うことができるように努めてきました。しかし、外国人市民の人権についてはいまだ十分な理解がされておらず、偏見や差別の解消が図られていないのが現状です。

市民意識調査では、「外国人の人権問題を解決するには何が必要か」との問いに対し、「外国人との交流機会を増やし相互理解を深める」（60.7%）が最も高く、「外国人が相談しやすい体制の整備」（36.3%）、「日本人の意識や社会システムを見直す」（34.8%）も上位となりました。増加傾向にある外国人市民の受入環境整備の必要性の高まりが見られる中、外国人と市民が互いを理解し認め合う、多文化共生社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んでいくことが必要です。

【施策の基本方向】

外国人市民に対する理解を深め、偏見や差別の解消と多文化共生に向けた取組の重要性についての認識を市民に広げるため、市及び関係団体の組織の充実と連携の強化を図り、交流事業や啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 上越市国際交流センター機能の充実（共生まちづくり課）

上越市市民プラザ内に開設している上越市国際交流センターを、外国人市民のニー

ズに応じた情報提供や交流の場として活用します。

(2) 民間団体活動との連携（共生まちづくり課）

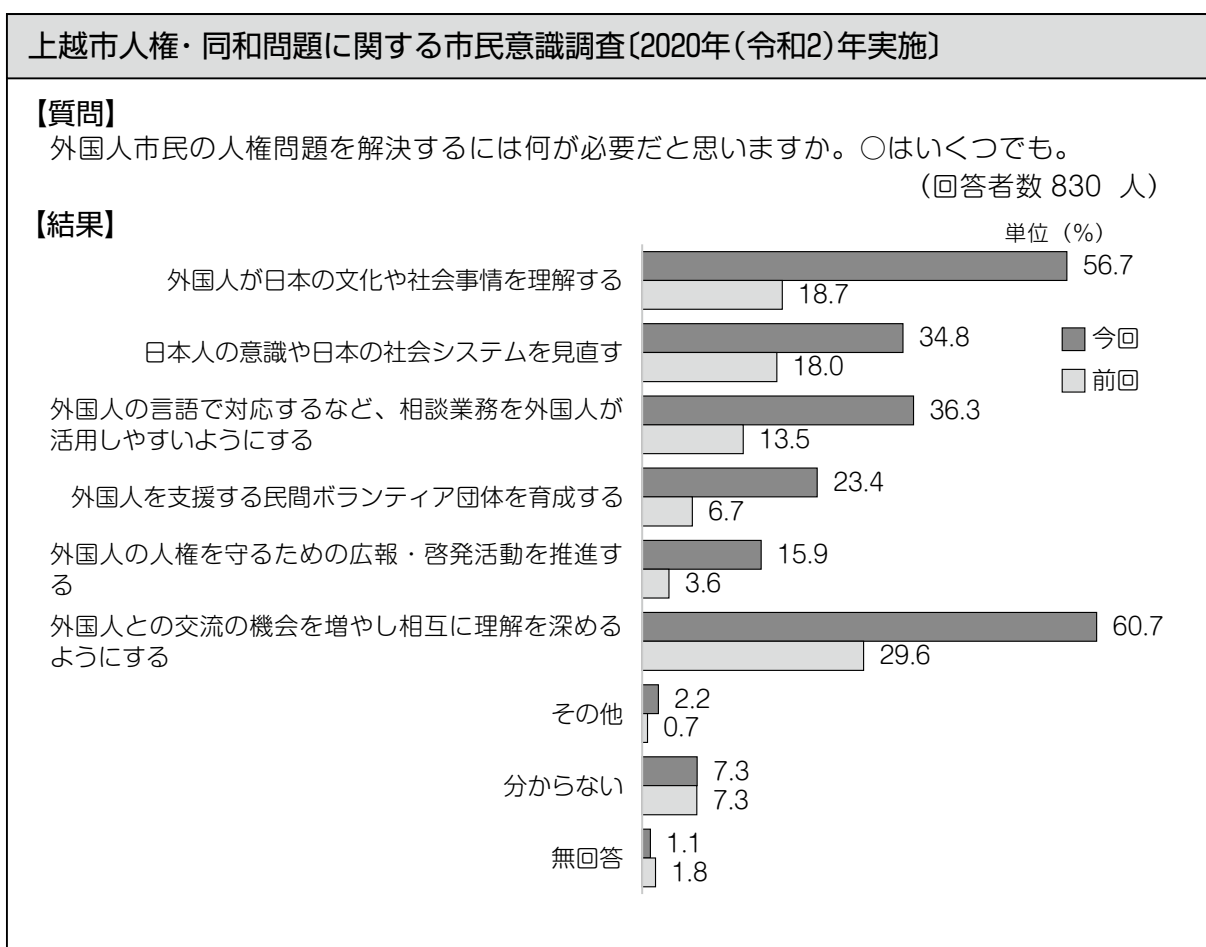
外国人市民との相互理解のために、上越国際交流協会などの関係機関や民間団体・組織と連携し、交流と支援の促進を図ります。

(3) 交流事業の推進（共生まちづくり課）

多文化共生社会の形成に向け、互いの文化を理解し尊重し合えるよう、講演会やセミナー、交流会の実施など、交流事業を推進します。

(4) 国際交流ボランティアの養成（共生まちづくり課）

市民主体の国際交流活動を推進するため、リーダーとなる人材を養成する講座を実施します。



2 就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

市では、地域の中で多くの外国人市民が生活しています。それに伴い、乳幼児の入園も増えてきており、言葉や生活習慣、文化の違う子どもたちへの理解を内容とした保育や教育が必要となってきました。

また、学校にも児童・生徒が在籍していますが、全ての児童・生徒が言葉や生活習慣、文化の違いを理解し認め合えるように指導し、学習や生活を通じて互いの思いを共有した仲間づくりを進めています。

こうした取組に加え、市ではボランティア団体の活動を積極的に支援し、集会でのパネル展示や情報提供など市民に対する啓発活動を実施してきましたが、いまだに外国人に対する偏見や差別はなくなっておりません。

多文化共生社会を形成するには、学校教育や社会教育において国際交流を担う人材を育成するなど、市民の意識啓発と国際理解を深めていくことが必要です。

【施策の基本方向】

国籍や民族の違いを問わず、互いの文化・宗教・生活習慣などを認め合う多文化共生社会の形成に向けて、寛容な心や人権感覚を育み偏見や誤解をなくすための教育の機会や啓発活動の充実を図ります。

【実施施策】

(1) 就学前教育における国際理解教育

ア 保育・教育者の資質と指導力の向上（保育課、学校教育課）

遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修を実施し、保育・教育者の資質と指導力の向上に取り組めます。

イ 保護者啓発の充実（保育課、学校教育課）

外国人市民の人権問題に関する認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。

(2) 学校教育における国際理解教育

ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実（学校教育課）

外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携の下に、個々に応じた日本語指導の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組めます。

イ 国際化に対応した国際理解教育の推進（学校教育課）

外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。

ウ 母語による教科支援（学校教育課）

上越国際交流協会と上越教育大学、学校とが協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して、実態や必要に応じて母語による教科支援を行います。

(3) 社会教育における国際理解教育

ア 外国人市民に対する学習の機会・情報の提供（共生まちづくり課）

外国人市民と日本人が同じ市民として言葉、文化、生活習慣の相互理解を図るため、外国人市民に対し多言語による情報提供や学習会、交流会を実施します。

イ 市民の学習・啓発活動の充実（共生まちづくり課）

外国人市民についての理解を深めるため、上越市国際交流センターを拠点に国際ボランティア養成講座を始めとする各種講座を実施するとともに、市民への図書や教材の貸出し、交流会の実施に取り組みます。

ウ 青少年を対象とした国際理解の推進（社会教育課）

「謙信KIDSプロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。

エ 市職員の資質の向上（共生まちづくり課）

外国人市民への支援の充実を図るため、庁内関係部署による情報共有会議や研修などにより職員の資質の向上に取り組みます。

第3節

社会参画の推進

【現状と課題】

外国人が地域社会で生活する上で直面する問題として、「言葉、制度、心」の三つの壁が存在するといわれており、特に労働者としての外国人市民は、行動範囲が職場と自宅、買い物等に限定されやすいほか、様々な行政情報等も届かず、社会生活を送る上で不安や不便さを感じている人が多いと指摘されています。

市に暮らす外国人市民の不安を解消し、生活の利便性を高めるためには、生活する上で役に立つ情報の提供や相談体制の整備が必要です。また、日本に暮らす外国人にとって、日本語の習得は円滑な社会生活を営む上で欠くことのできないものです。市においては、外国人市民の日本語習得を支援するため、生活に必要な会話や読み書きなどを学ぶ日本語教室が開かれています。

こうした日本語教室は、日本語習得を支援する場であると同時に、外国人市民とボランティアが互いの文化や立場を尊重し、理解し合い、そして共に学び合う、国際理解・国際交流の場でもあり、更なる充実が望まれています。

さらには、外国人市民が暮らしやすい環境づくりに向け、様々な要望を把握し、生活に関する情報提供や相談業務を充実することが必要です。

【施策の基本方向】

外国人市民に対する差別撤廃のための啓発活動と情報提供や相談の充実など、外国人市民の人権を擁護し、社会参画の促進を図るための取組を進めます。

【実施施策】

- (1) 外国人市民の地域社会への参画（共生まちづくり課）
外国人市民がその能力をいかし、地域の一員として活躍できる環境づくりを推進します。
- (2) 啓発の推進（共生まちづくり課）
共に地域に暮らす住民として、互いの文化を理解して尊重し合えるように、講演会やセミナー、交流会の実施など、地域等との連携により交流事業を実施します。
- (3) 相談体制の充実（共生まちづくり課）
外国人の人権に配慮し、在留資格や国籍など外国人特有の相談に応じるため、関係機関や民間団体・組織との連携により的確に対応します。
- (4) 日本語習得の支援（共生まちづくり課）
外国人市民の日本語習得を支援するため、生活日本語教室を実施します。
- (5) 情報提供の充実（共生まちづくり課、生活環境課）
社会生活に必要な各種の情報を提供するため、多言語の表記による生活ガイドブックや多言語版ごみ分別ポスター・カレンダーを作成します。また、各種案内表示についてもやさしい日本語や外国語併記を推進します。
- (6) 医療通訳ボランティアの派遣（地域医療推進室）
外国人市民の健康を確保するため、日本語を話せない外国人市民が医療機関を受診する際に、医療機関との意思疎通を図るための「医療通訳ボランティア」を派遣します。
- (7) 災害時の外国人への支援（共生まちづくり課、市民安全課、危機管理課）
災害発生時に、市災害応急対策計画に基づき多言語による情報発信、相談員の派遣を行います。
また、多言語支援センターが設置された場合、市と上越国際交流協会が連携し、日常業務で蓄積した地域の外国人情報を活用しながら支援に当たります。

第4節

職業の安定と雇用の促進

【現状と課題】

経済社会の国際化・グローバル化の進展や少子高齢化に伴う人材不足などを背景に、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加しています。国においても、

2018(平成30)年に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、外国人材の受入れ環境の充実のための総合的施策を図るなど、対応策を講じています。

しかしながら、その就労状況をみると雇用が正しく取り扱われず、相談に訪れる外国人が増加するなど、労働環境に関する課題も見受けられます。

外国人であることを理由とした、雇用を巡るトラブルなどが見受けられる現状を打開するため、就職差別解消に向けた意識啓発を行うとともに、就職・就労に向けた能力開発や資格の取得、実務研修などの支援が必要です。

【施策の基本方向】

様々な在留資格を有する外国人が就労し、地域社会を構成する一員として安心して暮らしていくには、言葉や制度、心の壁が存在します。この壁を取り除いていくため、関係機関との連携により、きめ細かな相談活動と就職差別解消に向けた意識啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 相談・啓発活動の推進（産業政策課）

企業や上越公共職業安定所と連携し、能力開発や資格の取得、実務研修のほか、企業への啓発、就労や雇用情報の提供に取り組みます。